

〔書記官朗讀〕

○國務大臣津島壽一君登壇】
昭和二十年法律第十八號中改正法律

案（昭和二十年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル件）（政府提出）委員



號外 昭和二十年三月二十三日

○第八十六回 衆議院議事速記録第十二號

昭和二十年三月二十二日（木曜日）

午後二時十五分開議

議事日程 第十二號

昭和二十年三月二十二日

午後一時開議

第一 昭和二十年法律第十八號中

改正法律案（昭和二十年度一般

會計歳出ノ財源ニ充ツル等ノ爲

ノ公債發行ニ關スル件）（政府提

出）

第一讀會

一、議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ
朝鮮ニ訴願並行政訴訟ノ途ヲ拓クニ關スル質問主意書
提出者 手代木隆吉君

（以上三月二十一日提出）

第一 昭和二十年法律第十八號中

改正法律案（昭和二十年度一般

會計歳出ノ財源ニ充ツル等ノ爲

ノ公債發行ニ關スル件）（政府提

出）

第一讀會

一、昨二十一日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル當任委員左ノ如シ

第七部選出議員 増田 文平君

第八部選出議員 前田 善治君

第九部選出議員 宮澤 裕君

一、昨二十一日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

（第二號）昭和十九年度歳入歳出總額

（第三號）昭和二十年度歳入歳出總額

算追加案

（第二號）昭和二十年度歳入歳出總額

算追加案

（特第三號）昭和二十年度特別會計歳入歳出總額追加案

阪本 勝君 伊井間宗一君
最上 政三君

柏原 幸一君 九鬼 紹七君

駒井 重次君 角猪之助君

唐橋 重政君 松本治一郎君

宮澤 裕君 山口忠五郎君

矢部 藤七君 吉田 正君

小澤 治君 高野孫左衛門君

○議長（岡田忠彦君） 只今指名致シマス、是ガ爲ニハ同法第一條ニ規定スル公債ノ發行限度ヲ増加スルノ必要ガアリマスノデ、本法律案ヲ提出シタマス——津島大藏大臣

次第デゴザイマス、何卒御審議ノ上速カニ御賛ヲ與ヘラレントヲ切望致ス

次第デゴザイマス（拍手）

○議長（岡田忠彦君） 本案ノ審査ヲ付託ズベキ委員ノ選舉ニ付テ御詰り致シマス

○議長（岡田忠彦君） 本案ノ審査ヲ付託ズベキ委員ノ選舉ニ付テ御詰り致シマス

○議長（岡田忠彦君） 只今指名致シマス、是ガ爲ニハ本會議散會後第一委員室ニ御參集ノ上、委員長及び理事ヲ互選シ、引續キ審査セラレントヲ望ム

シタ委員諸君ハ、本會議散會後第一委員室ニ御參集ノ上、委員長及び理事ヲ互選シ、引續キ審査セラレントヲ望ム

○議長（岡田忠彦君） 小泉君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長（岡田忠彦君） 「〔異議ナシト呼ブ者アリ〕」

第一條中「九十一億九千四百九十九萬圓」ニ

昭和二十年法律第十八號中左ノ通改

律案

昭和二十年法律第十八號中左ノ通改

正ス

第一條中「九十一億九千四百九十九萬圓」ニ

昭和二十年法律第十八號中左ノ通改

律案

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

委員長 津崎 尚武君

理事 加藤 宗平君

卷之六

一案議院議員選舉法中改正法律案
(政府提出)

11

決致候此段及報告候也

明和二十一年三月二十一日

委員長 山崎達之輔
衆議院議長岡田忠彦殿

〔山崎達之輔君登壇〕
○山崎達之輔君　衆議院議員選舉法中
改正法律案ノ委員會ノ經過ニ付キマシ
テ御報告申上ゲマス

題ノ解決ヲ見マスルコトヘ、極メテ滴切妥當ナリト云フコトニ全員ノ意見一致ヲ見タ次第アリマス

是ヨリ案ノ内容等ニ付キマシテ質問
應答ニ依ツテ明カトナリマシタ重要ナル二、三ノ點ニ付テ御説明ヲ致シマス、第一ハ案ノ内容ニ屬スルコトデアリマスガ、此ノ度選舉制度ヲ朝鮮、臺灣ニ施行スルニ當リマシテ、普通選舉ニアリマス、朝鮮、臺灣ニ於ケル教育ルベキ力ハ、第一ニ決セラルベキ問題ニアリマス、朝鮮、臺灣ニ依ルベキ力或ハ制限選舉ノ方法ニ依ルベキ力ハ、第一ニ決セラルベキ問題ニ

コトガ有力ナル参考トナツテ居ルコト
ト存ジマス、次ニハ議員定數ノ問題ニ
アリマス、議員定數ヲ如何ニ定ムベニ
カハ此ノ法案ニ於テ最モ重大デアリ、
且又困難ナル問題デアリマス、本案
於テハ御承知ノヤウニ朝鮮二十三名、
臺灣五名、合計二十八名トナツテ居ル
マス、此ノ議員數ノ算定ハ、一面ニ松
テハ選舉區ノ立テ方トモ關聯シテ考
ナケレバナリマセヌ、選舉區ハ種々
點カラ考察セラレマシテ、朝鮮ニ於テ
ハ十三道各道ヲ以テ一選舉區トナシ、
臺灣ニ於テハ各州ヲ以テ一選舉區トナ

所ニ對シテ一人ヲ認メテ居リマスル
上ハ、而シテ其ノ選舉區が八十萬或
九十萬ト云フ程度デアリマスカラ、
萬ヲ超エルコト八十萬ニ達シマス
バ、更ニ一名ヲ追加スル、斯勘ナキ遂
ニ依ツテ算定致サレテ居ルノデアリ
ス、此ノ議員數ノ算定ハ選舉資格ニハ
テ申シマシタト略ミ同様ノ理由ニ依ル
マシテ、各般ノ事情ヲ併々考ヘラレ
シタ結果、此ノ數字ニ到達致シテ居
ノデアリマス、初メテ選舉制度ヲ施行
セラレル今日ニ於キマシテハ、妥當
ナル算定ナリト認メラレルノデアリマ
ス、殊ニ是ハマア偶然ト申セバ偶然だ

ハ内地ノ選舉自體ニ於テモ感ゼラレノ事
居ルコトアリマスカラ、ソレ等ノ改
正ハ他日ニ譲ルノ外ハナイ、此ノ際トシテ
シテハ朝鮮、臺灣ノ實情ニ照シテ、何
トシテモ現行選舉法其ノ儘ヲ以テイケ
ナイ部分ダクニ付テ特例ヲ設ケテ置
ト云フ方法ニ依ルノ外ハナイ、斯様ナ
意味ニ於テ、例ハベ選舉委員或ハ選舉
ニ從事スル勞務者、選舉費用、斯様ナ
點ニ付テハ朝鮮、臺灣ニ付テ勅令ヲ以
テ例外ノ規定ヲ設ケルコト相成ツカ
居ルノジアリマス、唯併シナガラ此ノ
選舉運動ニ關スルコトハ、多クハ行政

卷之三

政情ラ開陳シ、帝國國政ノ中権ニ參セ
上劉期的重大立法デアルト同時ニ、日
シメントスルモノデアリマシテ、憲法
韓合邦及ビ領臺以來、終始一貫一視同

議員選舉ノ實情等カラ考ヘマシテ、此ノ際普通選舉ノ制ヲ採リマスルコトハ妥當デナインデアリマスノデ、制限選舉ノ方法ニ依ルコト相成ツテ居ルノアリマス、制限選舉トスレバ資格条件臺灣ニ五ツノ選舉區ト構成ツテリマス、ソコデ各選舉區ニ對シマシテ、少クトモ一名ノ定數ハ割當テナケレバナリマセヨ、之ヲ人口トノ比較ニ於テ考ヘマスルト、朝鮮ニ於キマシテハ

考ヘテ見マスルト、朝鮮、臺灣ヲ通算致シマシテ、議員一人ニ對スル有權者數が三萬千乃至二千デアリマス、此ノ點ハ略々内地ノ比率モ同様デアリマス、此ノ點セ亦此ノ數字ヲ考ヘル上ニコトハ、出來得ル限り現地ノ實情ニ即ノデアリマスカラ、命令事項ニ屬スルルコトガ必要デアルト云フコトヲ、委

シテ、努力ヲ傾注シ來リマシタル我が
統治ノ方式ニ、更ニ一新組元ヲ劃セん
トスルモノニアリマス、委員會ニ於キ
マシテハ問題ノ本質ニ鑑ミマシテ慎重
審議ヲ蒙ラシマシタガ、朝鮮及ビ臺灣
同胞ノ皇國民トシテノ實質ノ向上體著
ナル今日、且ツハ現戰局下内外地一體
戰爭完遂ニ邁進スル態勢ヲ整備スル

於テ見逃スコトノ出來ナイ數字デアリ
マス、次ニハ選舉運動デアリマス、選
舉運動ニ付キマシテハ委員會ニ於キマ
シテモ内地ノ選舉法ガ可ナリニ煩瑣
デ、此ノ煩瑣ナル選舉法規ヲ臺灣、朝
鮮ニ適用致スト云フコトハ可ナリ實情
ニ遠ザカル嫌ヒナイカト云フコトハ
種々論議セラレタル點ニアリマス、併
シテモ内地ノ選舉法ガ可ナリニ煩瑣
シマシテ、政府モ之ニ同意ヲ表セラレ
テ居ルノデアリマス、本法施行ノ時期
デアリマスガ、法案ニハ勅令ヲ以テ其
ノ時期ヲ定メルト云フコトニ相成ツテ
居リマス、是ハ立法トシテハ當然デア
ラウト思ヒマスガ、其ノ趣旨ハ次ノ總
選舉ヲ行フ時ニ朝鮮、臺灣ニ之ヲ行フ

ト云フコトヲ自途トシテ、諸般ノ準備ノ進メルト云フ意味ニ諒承致シテ居ルノデアリマス、是等が本案ノ内容ニ關シマス、第一ハ内外地法域ノ撤廢ヲスルヤ否ヤノ問題デアリマス、隨テ現ニ重要ナニ、三ノ問題ニ付テ御説明ヲ致シマス、第一ハ内外地法域ノ撤廢ヲスルマニテ居リマスル朝鮮總督ノ持ツ訓令、臺灣ノ律令、斯様ナ制度ニ付テハ、苟クモ議會ニ兩外地ヨリ選出セラレタル議員が構成員トシテ參加スルコトトナル以上、此ノ制度ヲ撤廢スベキコトハ當然ノ歸結デアリマス、併シナガラ統治ノ上ニ種々ノ必要モ存スルコトヲ認メナケレバナリマセヌノデ、是等ハ十分政府ニ於テハ只今申上ゲマシタヤウナ方針ヲ以テ、出來ルダケ其ノ趣旨ニ副フヤウニ諸般ノ經過ノ方法等ヲ考究致シテ參ソタイト云フ言明ガアツタノデアリマス、次ハ司法統一ノ問題デアリマス、ヤハリ法域ノ問題ト同様、アリマス、隨テ裁判所構成法或ハ訴訟法等モ全面的ニ朝鮮、臺灣ニ施行セラレルコトナルベキ事ハ當然デアリマス

過ノ方法等ハ十分慎重ナル考慮ヲ拂ツテ、サウシテ目的ニ向ツテ漸次歩フ進メテ行キタイト云フ言明ガアツタノデアリマス、次ハ自治制度ノ問題デアリマス、苟クモ議會ニ議員ヲ送ルコトナル以上、今日ノ朝鮮、臺灣ノ自治制度ニハ相當検討ヲ加ヘナケレバナラヌコトハ、是亦明瞭ナコトデアリマス、之ニ對シマシテモ政府ハ十分留意ヲ加ヘシタイト云フコトヲ言明致シテ居リマテ、サウシテ自治制度ノ改善ニ努力致シテモ、委員會ニ於テハ十分ノ質疑ヲス、更ニ政治以外ノ處遇改善ニ付キマシテモ、委員會ニ於テハ十分ノ質疑ヲシタル案件モ少カラナノデアリマス以上ハ案ノ内容及ビ關聯問題ノ概要デゴザイマスルガ、一委員ヨリ、本案ノ重大性ニ顧ミ、政府ハ適當ノ時期ニ之ニ伴フ嚴肅ナル特殊措置ヲ講ズルノ用意アリヤト云フ質問ニ對シマシテ、小シ、嚴肅ニシテ必要ナル真般ノ措置ヲ議經理大臣ヨリ「根本趣旨ヲ内外地及ビ中外ニ宣明シ、國民全般ニ了得セシメ、憲政ノ運用上適切ヲ期スルノ要緊切ナリト考ヘマス、隨ヒマシテ之ニ關講ジタイ所存デアリマス」ト言明セラ

レタノデアリマス、更ニ委員會ニ於キ
マシテハ、朝鮮、臺灣同胞ノ銃後ニ於
ケル目撃マシキ活躍ハ申スニ及バズ、
第一線ニ於ケル勇戰奮闘、殊ニ盡忠報
國、悠久ノ大義ニ生キントスル事キ數
數ノ事例ニ付キマシテモ、嘗局ノ詳細
ナル説明ヲ聽取致シマシテ、感激洵ニ
新ダナルモノガアツタノデアリマス
斯クテ委員會ハ今回ノ重大立法ニ依
リマシテ、朝鮮、臺灣同胞諸君ガ帝國議
政ノ府ニ參ズルノ矜持ヲ以テ、愈々皇
國民タル自覺ヲ深メ、益々忠誠心ヲ振
起致シマンシテ、眞ニ内外地渾然一體、奇
烈ナル戰列ニ立ツテ、聖業完遂ニ邁進
スペシトスル強キ期待ノ下ニ、委員會
ハ大體ノ審議ヲ終リ、討論ニ入りマシ
テ、多田滿長君ヨリ原案贊成ノ意見陳
述ガアリ、採決ノ結果、滿場一致ヲ以
テ可決致シタ次第アリマス、之ヲ以
テ私ノ御報告ト致シマス(拍手)
○議長(岡田忠彦君) 本案ノ第二讀會
ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ
決シマシタ

第一二讀會(確定議)
○議長(岡田忠彦) 別ニ御發議モア
リマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長
報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)
○小泉純也君 議事日程變更ノ緊急動
議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提
出軍事特別措置法案ヲ議題トナシ、委
員長ノ報告ヲ求メ其ノ審議ヲ進メラ
シヨレラ望ミヤベ
〔議長(岡田忠彦) 小泉君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

軍事特別措置法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書
一 軍事特別措置法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也
昭和二十年三月二十一日
委員長 津崎 尚武
衆議院議長 関田忠彦殿
〔津崎尚武君登壇〕
○津崎尚武君 只今緊急上程セラレマ
シタ軍事特別措置法案ノ委員會ノ經過
並ニ結果ヲ御報告申上グマス
戰局ノ苛烈ニナルニ連シ、最近空襲
ハ頻繁ニナリ、將ニ敵ハ本土上陸ヲ企
圖シテ來寇スルノデハナイカト思ハレ
テ居ル今日デザダイマス、此ノ秋ニ當
リマシテ國土ノ防衛ヲ完全ニスル爲ニ
本法案ノ提出セラレマシタコトハ、昨
日陸軍大臣ヨリ詳細ヲ説明ガアツタ通
リデゴザイマス、隨テ私ハ此ノ法案ノ
内容ハ今日申シマセヌガ、昨日本會議
終了後直チニ委員會ヲ開キマシテ質疑
ヲ致シマシテ、更ニ本日午前カラ午後
ニ亘リマシテ質疑ヲ繼續致シタノデア
リマス、其ノ中テ御参考ニナムベキ一
三ノヨリヲ此ノ際申上ダルミト御審

ト思ヒマスカラ、暫ク御聽キヲ願ヒタ
イト思ヒマスガ、何分ニモ職局が極メ
テ重大デアル、隨テ此ノ法案自體が國
家ノ爲ニ重大ナ法案デアルト共ニ、國
民ノ権利義務ニ關スル重要ナ法案デア
リマス爲ニ、委員諸君ノ質疑等相當ニ
眞剣ナモノガアリマシタ、其ノ中ニ二、
三ノコトヲ申シマスト、本案ノ案主旨
ハ宣シイトシテ、此ノ法ヲ運用スル上
ニ於テ間違ヒガアツテハ困ル、其ノ運
用ニ付テ十分ノ注意ヲシテ貴ヒタイ、
又之ヲ選用スル上ニ於テ責任者ヲハツ
キリシテ貰ヒタイト云フヤウナ希望ガ
アリマシタ、即チ中央ニ於テハ其ノ運
用ニ付テ間違ビノナイ方針ガアリマシ
テモ、地方ノ派出先ニ於キマシテハ、直
接事ニ當ル人ガ、動モスレバ、或ル範
圖ヲ逸脱シタ行爲ニ出デテ國民ノ迷惑
ヲ醸シ、隨テ仕事ノ進行ヲ妨ゲルヤウ
ナコトガ往々世間ニアルカラシテ、斯
クノ如キコトハ十分ノ注意ヲ願ヒタ、
ト云フコトニ對シマシテハ、當局トシ
テモ其ノコトヲ往々認メルカラ、之ニ
關シテハ能ク注意スルト云フ答ヘデア
リマシタ、シレカラ此ノ運用ニ付キ
令官其ノ他ノ官廳ニ委任シテヤルノデ

アルガ、實際ノ仕事ハ地方長官ヲ主トシテ、サウシテ地方長官ノ下ニ於ケル市町村長ガ、實際ノ仕事ニ觸レテ行クノデアルカラ、出來ルダケ地方長官竝ニ市町村長ニ責任ヲ持タシテヤルガ宜イデハナイカト云フ質問ニ對シテ、政府ノ方針モ其ノ通リデアルト云フ答へデゴザイマシタ、次ニ補償ノ問題デアリマスガ、是モ動モスレバ中央ノ意図ト地方ノ現地ノ當局者ノナス所ガ齟齬スルコトガ從來多イ、是ハ軍ノ仕事デアル、勿論軍ノ仕事デ國家ノ大事ナ仕事デアルカラ、國民ハ何事モ聽キマス、何事モ聽クガ故ニ、唯地方ノ下級ノ人達が國民ニ過ギタル強制ヲスル、又ソレニ對シテ少シク質ス所ガアレバ非國民呼バハリヲスルヤウナコトアツアルカラ、十分ニ此ノ點ヲ注意ヲ願ヒテ、國民ト軍トノ間ヲ自然ニ離間スルヤウナコトガアツテハ由々シキコトデアルト云フコトニ對シテ、ソレモ諒承セラレタノデゴザイマス、尙ほ此ノ補償ニ付テモ價格ノ點ナドガ、今申シタコトデアリマスガ、其ノ點モ十分ニ考カラ此ノ仕事ヲ實行スル上ニ於キマシテ一定ノ地區ガアルノデアリマス、其ノ

地區ハ祕密會ニ於テ戰局ノ現狀見透シ、
サウ云フコト共ニ、當局ノ率直ナル説教シ
ガアリマシタ爲ニ、委員モ之ヲ諒承致シ
タノデゴザイマスガ、唯之ヲ實行スルル
ニ於キマシテ、其ノ築城其ノ他ノ工事ヲ
施行セラル、地方デアリマシテモ、唯
ラニ國民ヲシテ不安ヲ醸サシメルガ如ク
キコトハ宣シタナイ、農民ハ農地ニ
ニ愛著スルモノデアル、自分ノ國土を
敵ニ侵サレヤウトスル時デアリマシテ
モ、農民ハ其ノ土地ニ躊躇マツテ、其
ウシテ農業其ノ他ノ生產ニモ精進シ
テ、國家ニ弊イタイト云フ熱意ガアル
ノデアルガ、ソレヲ雖徒ラニ恐怖セシ
メテ遠ザケルト云フヤウナコトハ慎ム
デハドウカト云フコトデアリマスガ、
ソレニ對シテモ政府ハ最小限度ニ其ノ
コトハ止メテ、出來ルダケ今間ハシタ
ヤウナコトニ應ズル方針デアルト云フ
答ヘデゴザイマシタ、斯様ナコトニ付
キマシテ色々質疑應答が重ねラレマシ
タガ、尙ホセウツ御参考ノ爲ニ申シ
タイニトハ、防衛隊ヲ組織シテハドウ
カト云フコトニ對シテハ、政府ドシテ
ハ其ノ防衛隊組織ニ對シテ、近ク實現
問題デアリマス、竹槍ノミヲ以テハ
スル準備ガアルト云フコトデゴザイマ
シタ、隨て之ト關聯致シマスル武器ノ

カヌズデハナニカ、河ウ民間ニモ武器
ニ對シマシテハ、竊易兵器ヲ造ル用
ガアル、斯ウ云フコトデゴザイマ
タ、是ハ恐ラク何處ノ地方デモ希望
ラル、コトデアリマスガ、政府トシ
ハ其ノ用意ガアルト云フ答ヘデアリ
シタカラ、御諒承ヲ願ヅテ置キマス
斯様ナ質問ノ外ニ重大ト思ハレマシ
コトハ、必勝ノ信念ヲ以テ行ケト何
カ言ハシテ居ル、必勝ノ信念ヲ以ナ
クニ致シマシテモ、最近ノ戰局ハ唯
勝ノ信念デ行ケト言ツテモ國民ハ尙
ゴトガ出來ナイヤウナ氣ガスル、抽
的ニ必勝ノ信念デ行ケト言ハレテモ
カヌデハナイカ、必勝ノ具體的ノ方策
ヲ、モウ少シ國民ニ知ラシメル必要
アリハセヌカト云フ間デアリマシタ、
之ニ對シマシテハ過日此ノ席デ陸軍士
官ガ御説明ニナツタコトモアリマ
ガ、兎ニ角本法ニ關シテハ敵が本土上
陸ヲ企圖シテ來ルナラバ、之ヲ海上ニ
テ擊ツ、其處モ又突破シテ進攻スル
ノガアルナラバ、水際ニ於テ之ヲ擊破
スル、又萬一其ノ幾分ガ上陸スルコ
ガアツタナラバ、陸上ニ於テ擊滅スル
人員ト火器ト、サウ云フモノノ用意
十分デアル、ダガ尙ホ其ノニトノ爲ニ

ハ築城ヲ致シテ防備ヲ十分ニスルヲ
ガアルカラ、本案ニ依ツテ此ノヨリマ
實行シタイト云フヨリモゴサイマ
タ、ソヨヂ一委員ノ質問ノ中ニ、此
戰局が今日ニ及ビマシテ、國民方々
云フ氣持ニ居ルカト言ヘバ、今ヤ「
トル」ヲ巻イテ何時モ駆出スダ
ノ用意ハシテ居ルンダ、シテ居ル
ガ、ソコニハ正シク強キ號令ヲ落胡
ノ用意ハシテ居ルンダ、シテ居ル
テ居ルノデアル、今日ハ、國家が大
及シニハ國民ノ人情ヲ取ル必要モ
タ、又餘リニ書ラ考へ過ギテ時ヲ漁
ルコトモ探ラヌ所デアル、願クハ正
ク強キ號令ヲ掛ケテ、サウシテ國民
一丸トナツテ此ニ敵ニ當ルコトナシ
貴ヒタイト、斯ウ云フコトヲ希望セ
レタノデゴザイマス、此ノ法案ガ國民
メテ重大ナダケニ短時間デアリマシ
ケレドモ、極メテ眞摯熱烈ナル質疑
答が繰返サレタノデゴザイマス
斯クノ如クシテ本日、本會議ノ少シ
マデ委員會ヲ開キマシテ、質疑終了ノ
討論ニ入りマシタ、仲井間宗一君が質
會ヲ代表シ、又松永壽雄君が護國同
會ヲ代表シ、此ノ段御報告申上
可決致シマシタ、此ノ段御報告申上
ラ表セラレタノデゴザイマス、斯クノ
クシテ委員會ハ全員一致ヲ以テ本案

デモナク其ノ原則ヲ一時停止スル非常
特別措置デアリマスルガ爲ニ、其ノ前
提トナルベキ現下ノ非常特別ノ事態ニ
關シマシテモ、質疑ノ起リマスコトハ
洵ニ必然ノ事柄デアリマシテ、此ノ點
ニ關シ質疑應答ガ最モ熱心且ツ眞摯ニ
展開サレタノデアリマス、今其ノ二、
三ノ點ヲ舉ゲマスレバ、即チ其ノ一ハ
戰災ニ依ル被害ノ最モ大ナリシ東京、
名古屋、大阪、神戸等ニ於ケル戰災者
救護ノ實際ハドウカ、又其ノ轉出、疎
開ノ問題ヲ如何ニ扱ヒ計畫シテ居ル
カ、食糧ノ問題ハ如何、衣料ノ問題ハ
如何、輸送ノ問題ハ如何、交通機關ニ
對スル武装ノ要ナキヤ、又受入態勢ハ
如何等ノコトデアリマシタガ、之ニ對
シ内務大臣、運輸通信大臣等ヨリ、食
糧、衣料ニ對シテハ出來ルダタノ方途
ヲ盡シテ居ル、疎開ハ相當數ニ上ツテ
居ルガ、受入態勢ニ付テハ尙ほ整備ノ
要ガアル、運輸ハ人、家屋、工場等ニ
付テ計畫輸送フヤリタイ、交通機關ノ
武裝ハ固ヨリ必要デアル、又今後ハ歸
農、轉出スル者ニ對シテモ集團組織ヲ
以テ轉出セシメル必要ヲ感シテ居ル、
次ニ第二點ト致シマシテハ、戰災地ニ於
ケル生產復活ノ問題ハ如何、現存工場
ノ疎開ノ問題ハ如何、又災害ニ依リ空
地トナツタ土地ハ現在無價値ノ狀態ニ

ニトテ居ルガ、國家ハ之ニ對シテ價格記入ノ地券ヲ交付スルノ意ナキヤ等ノ
總理大臣ヨリ其ノ地券ノ交付ニ對シテ
ハ目下考慮中デアルトノ答辯ガアリ、
他ノ國務大臣及ビ政府委員ヨリ工場ノ
疎開ハ機密ニ屬スル點モアルノデ之ヲ
公表ハシナイガ、併シ著々其ノ必要度
ニ於テ實行シツ、アル、又戰災地ノ生
產復活ニ付テハ、地下工場等、新構想
ニ基ク計畫ガ實行ノ緒ニ就キツ、アル
トノ答辯ガアリ、其ノ他食糧問題、防
衛問題ニ關シ、重要ナル質疑應答ガ交
ハサレタノデアリマス、而シテ本委員
會ノ孕ム問題ト致シマシテ、通ジテ委
員諸君ノ腦裡ニハ、本法案ノ內容ハ質
量共ニ議院本質ノ問題デアル、即チ是
ガ爲ニ當該地域竝ニ國民ノ一部ハ、或
ル期間其ノ代表ヲ衆議院ニ失フ譯デア
ル、又衆議院ノ定員三分ノ一ノ空位ヲ
認ムルト云フガ如キコトモ洵ニ重大デ
アル、動モスレバ議會輕視ノ弊ヲ伴ハ
ズヤトノ懸念ヲ抱カレタノデアリマス
ガ、偶ニ政府近來ノ議會等ニ對スル態
度ニ關シ憂慮セラル、問題ガ終ミマシ
テ、爲ニ全委員諸君ノ懇談會ヲ重ネラ
ル、コト三回、其ノ結果ト致シ、委員
長ハ全委員ノ總意ヲ代表シテ、内閣總
理大臣ニ對シ左ノ質疑ヲナスコトトナ

ソタノデアリマス
質疑、此ノ場合内閣ノ所信ヲ明瞭ニ
セラレタイ、先づ第一ハ日今本委員會
ガ審議ニ當ツテ居ル衆議院議員ノ補闕
選舉等ノ一時停止ニ關スル法律案ハ、
抑々衆議院構成上ノ本質ニ關スル重大
問題デアル、即チ是ガ爲ニ國民ノ一部
並ニ當該地域ハ、衆議院ニ於テ其ノ代
表ヲ失フコトナリ、觀念的ニハ三分
ノ一ノ宝位ヲ認ムルコトナル、殊ニ
憲法上ノ精神カラ見テ、議會輕視ヲ疑
ハシムル由々シキ問題トモ思ハル、
固ヨリ政府ノ説明ハ、現下ノ情勢已ム
ヲ得ズトノコトデアルガ、併シ政府近
來ノ議會ニ對スル態度ニ鑑ミ、特ニ交
慮セラル、コトガアリ、本案ノ本質並
ニ憲法上ノ精神ニ照シ、今一應内閣ノ
見解ヲ明カニセラレタイ、次ニ近來内
閣ノ多忙ハ我々モ十分之ヲ察シサ居
ル、サレバコソ議會ハ凡ニル工夫ヲ要
シテ審議ヲ短縮シ、精神的ニモ時間
的ニモ政府ニ協力シ、少々遺憾ノ點が
アツテモ自ラ忍ビ、以テ政府ノ行政
的機能發揮ヲシテ、萬全ヲ期サシムル
爲メ努力シテ居ル、サリナガラ其ノ認
容ノ態ニモ自ラ限度ガアル、政府方
憲法ノ大精神ヲ忘レテ議會ヲ輕視スル
ガ如キ場合ニ於テハ、議會ハ斷ジテ忍
ブモノデハナイ、議會ハ 天皇ノ議會

（拍手）然ルニ政府近來ノ努メト態度ニ
傳ヘルコトハ最モ大ナル政治デアル
(拍手) 大御心ヲ議會ヲ通ジテ皇民ニ
於テ、右趣旨ニ關シ遺憾ナキヲ期サ
ルヤ否ヤ、若シ不等ニシテアリトスレ
バ、政府ハ此ノ際十分戒慎ノ意ヲ明カ
ニシ、今後ニ亘ツテ萬遺漏ナキヲ期サ
レタイ、右ニ開シ内閣總理大臣ヨリ特
ニ所信ヲ明瞭ニセラル、コトヲ鑑ムト
云フ意味ノ質問ヲ委員長ヨリ致シタノ
デアリマス、之ニ對シマシテハ小磯内
閣總理大臣ヨリ「當委員會ニ付託セラ
レテ居リマスル衆議院議員補闕選舉等
一時停止ニ關スル法律案ハ、時局柄已
ムヲ得ズト認メテ提出致シタ次第デア
リマシテ、決シテ帝國議會ヲ輕視致ス
ナドノヨトハアリマセヌ、又政府が兎
角議會ヲ輕視スル風ガアルトノ御意見
デアリマス、政府ハ議會ヲ尊重致シテ
居ルノデアリマスガ、其ノ至ラザル點
ニ付テハ之ヲ十分ニ戒慎シ、更ニ將來
遺憾ナキヲ期シタイト存ジマス」トノ
答撃ガアリマシタ

告ヲ附サレマシテ原案并成ノ動議ガアリマシタ、「聲告、現在ノ選舉法ハ地域主義ニ立脚シテ居ルノデア、然ルニ本案ハ其ノ特定選舉地域ニ全般員ヲ失フ場合ニ於テモ補闕選舉ヲ行ハナイ結果ヲ生ズルコトアリテ、此ノ點ハ現行選舉法ノ根本精神ニ關シテ、一大不安ヲ感ゼシメラレザルヲ得ナイン」ノ如リ、一步邁用ヲ誤レバ議會ヲ輕視スルノ結果トナル、政府ハ宣シク憲法ノ精神ニ沿循シテ本案ノ運營ニ當ラソニコトヲ聲告ハ」と云フノアリマス、採決ノ結果總員一致ヲ以テ兩案トモ原案ノ通り可決確定致シマシタ、右御聲告申上ゲマス（拍手）

メマス、仍テ直ニニ兩案ノ第一議會ヲ
開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

昨夜院議員ノ補闕選舉等ノ一時停

止ニ歸スル法律案

第二議會(確定段)

昭和十八年法律第九十號中改正法
律案(定音縣會議員等ノ任期延長
ニ歸スル件)

○議長(岡田忠彦君) 第二議會(確定議)
リマセヌ、第三議會(省略シテ、兩案
トモ委員長報告通り可決確定致シマシ
ダ

○小泉純也君 積餘ノ日程ヲ延期シ、
明二十三日午後一時ヨリ本會議ヲ開ク
コトトシ、本日ハ是ニテ散會セラレ
ニトヲ(ミマス)

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ勧議ニ
御異議アリマセヨカ

(「異議ナシ」と呼ブ者アリ)

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト(モ
メマス、仍チ動議ノ如ク決シマシタ、
次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シ
マス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時四十分散會

